

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

倉敷市

## 2 構造改革特別区域の名称

くらしき広告景観特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

倉敷市の区域の一部

「別紙による」

## 4 構造改革特別区域の特性

本市は、多島美を誇る瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、豊かな自然と恵まれた気候、風土のもとで都市機能を高め、瀬戸内海の中核都市として発展を遂げてきた。

倉敷川畔に広がり、古くからの白壁の土蔵や、瓦葺き屋根と格子窓の町屋など、歴史的な街並みを今に残す「倉敷美観地区」には、エル・グレコ作「受胎告知」をはじめモネ、マチスなど世界画壇の巨匠たちの名画が収められ、戦災を免れたギリシャ神殿風の大原美術館や、倉敷アイビースクエア・倉敷民芸館・有隣荘（緑御殿）・国指定重要文化財の旧大原家住宅・井上家住宅など、数多くの文化施設や記念物がある。

倉敷美観地区

(倉敷川畔の景観)



また、JR倉敷駅周辺にはデンマークのチボリ公園を基礎として、倉敷ならではの感性を織り込んだ、新しい都市型公園施設の「倉敷チボリ公園」や、児島地区の橋梁工学技術の粋を集

め、瀬戸内海国立公園に融合し、新しい景観を生みだしている「瀬戸大橋」や、日本夕陽百選に認定された「鷲羽山からの景観」など、数多くの観光資源を抱え、全国に誇る観光都市となっている。



瀬戸内海の風景と瀬戸大橋

しかし近年の景気低迷などにより、経済活動の倫理から外れ「捨看板」などの違反広告物が、無秩序な状態で路上にまで氾濫し、市民や観光客の通行障害や町並み景観の阻害となっている。

このため業者委託と専従職員2名を配し、平成14年度の簡易除却措置は136回実施したが、現行法の適用では十分な対応が困難で、苦情や撤去要請も37件に昇り、地域を取巻く環境と景観に対する市民意識も高くなってきていることが伺われる。

当該特例実施地域は、地域特性を尊重し都市計画制度上も特に良好な環境を維持すべき住居専用地域の2,749 haと、豊かな自然と歴史的なたたずまいを継承した美観地区・風致地区の152 ha並びに、歴史的遺産の重要文化財とその周囲・史跡・名勝・天然記念物などすぐれた歴史的景観を維持する必要性が特に高い地域の22 haである。

「その他」にも、観光振興及び居住環境保全のため、主要なJR駅や高速道路のインターチェンジ周辺・幹線道路の沿線・各種公共施設の集合地区・歴史的町並み景観の保護地区など美観風致を維持する必要性が特に高い地域の1,596 haである。

これは、倉敷市都市計画区域29,588 haのうちの、実施地域4,519 haである。

「その他」の具体的な地域としては、次のとおりである。

(1) JR倉敷駅周辺

山陽本線・倉敷駅と倉敷チボリ公園を中心に、倉敷美観地区・酒津風致地区の周辺で、本市玄関口の、魅力ある景観形成が求められている地域

(2) 中庄地区

JR山陽本線・中庄駅周辺で、各種大学・総合病院・県営野球場（約3万人収容のマスク

ット球場)などの公共施設の集合する、特に良好な環境保全の必要が高い地域

(3) 児島地区

瀬戸内海国立公園にあって、多島美を誇る瀬戸内海を渡る瀬戸大橋・鷺羽山からの景観などの主要観光地を抱え、四国からの玄関口でもあるJR瀬戸大橋線・児島駅及び瀬戸自動車中央道の児島インターチェンジ周辺の、美しい景観保護が求められる地域

(4) 瀬戸大橋架橋記念公園

瀬戸大橋を記念して造られた、観光スポットの地域

(5) 新倉敷駅周辺

JR山陽新幹線の玄関口で、新たに市街地再開発事業で区画整理整備された区域及びその周辺の、安全で快適な住環境や、美観風致の維持する必要が特に高い地域

(6) 玉島港周辺

玉島の中心市街地で、旧来からの町並みと自然景観が一体となった、史跡等の歴史的景観を保存する必要がある地域

(7) 円通寺公園

聖僧・良寛和尚の修行の地で、良寛茶会には全国から数多くの愛好家が集う地域

(8) 茶屋町地区

JR瀬戸大橋線・茶屋町駅周辺で、低層住居専用地域の落ち着いた環境保全が必要な地域

(9)水島インターチェンジ周辺

都市基幹公園の大規模な水島緑地福田公園・文化施設ライフパーク倉敷とその周辺、及び主要幹線道路とその沿線の、落ち着いた居住環境や良好な環境保全の求められる地域

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、優れた景観で全国にその名を知られ「美観都市」として優れたイメージを抱かれています。このため、美しいまちの景観を守り、魅力ある都市空間づくりを進めていくことは、特に重要な課題となっている。

屋外広告物は、都市を構成するうえで必要不可欠な情報伝達手段であるが、特に当該対象物件の「広告旗」などは、より目立たせるため無秩序で派手に大きく歩道上まで設置し、通行の障害や歩行者の視野などを阻害し、まちの美観や安全を損ねている。

しかし、現行法の簡易除却措置の対象範囲や要件では、近年の広告媒体の多様化に十分な対

応が困難となってきたため、当該特例措置の対象物件の拡大や迅速な是正措置の積極的活用により、街の美観や安全をより保持することができる。

これにより、違反掲出者の宣伝・投資効果などを抑止するとともに、美観風致に対する市民意識の向上を促す効果は大きいと期待できる。さらに倉敷美観地区をはじめとした様々な観光資源を有する本市が「美観都市」として、その名を全国に発信する。また関連する観光振興施策との相乗効果により、全国から観光客を呼び寄せる魅力を有することで、瀬戸内海の中核都市としてさらなる発展が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

昨年の中核市移行に伴い、独自の屋外広告物行政の運営を開始したばかりであるが、当該特例措置の実施により、違反広告物の迅速な更正を行うことで次のことを目標とする。

- ・ 簡易除却作業は現在単独で取組んでいるが、将来は、市民団体・ボランティア・NPOや、関係機関などとも連携を図りながら、効率的できめ細かい運用や事業拡大を行う。これにより、違反広告物に対する地域市民の意識の高揚に応えることができ、市民の住環境をより快適に保持することが可能となる。
- ・ 「美観都市」として優れたイメージを抱かれている本市にとって、簡易除却を徹底的に実施することで、まちの景観がより良くなる。これにより「美観都市」にふさわしい個性豊かなまちづくりを進めると同時に、関連する観光振興施策においても、積極的な映画イベント等の誘致が可能となり、良好な観光振興に資することが可能となる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

市内の主要観光地の観光客数は、昭和63年瀬戸大橋開通時の9,679千人をピークに平成14年の6,583千人（対前年比9.8%減）と減少の一途をたどっている。

このため、観光客誘致PR活動や観光イベントにも力を入れ、宿泊者数の増加などによる観光振興や地域の活性化を図っている。

しかし昨年、本市を訪れた観光客数は、美観地区3,039千人（対前年比4.2%増イベント等の効果）、倉敷チボリ公園1,151千人（対前年比18.3%減）となっており、県内屈指の観光地

であることは例年通りであるが、全体では減少傾向は続いており予断を許さない状況である。

こうした現状を踏まえ、当該特例の運用と相まって歯止めを架け、この状態を維持しながら平成 20 年は、約 5 % 増の 6,900 千人の観光客を目指す。

中核市移行の平成 14 年度は、本市条例に違反した広告物の簡易除却を、委託契約 2,799 千円・除却回数 43 回で締結し、また職員直営作業 93 回と併せ、総数 21,429 件の撤去を行なったが、「いたちごっこ」の状態が続いている。

本年度は、さらに委託費用 3,427 千円・除却回数 48 回と増し、また警察署及び協助手との合同作業も継続し、関係機関（国道管理者）と協力しながら取り組んでいる。

こうした取組みの推進と、さらに当該構造改革特別区域における特例措置により、違反掲出者や違反広告物の減少（平成 18 年度までに掲出物件を 3 分の 1）を目指すとともに、豊かな自然と歴史的景観を保護し、関連する事業と相まって観光振興及び環境保全に資する。

（別表）当該構造改革特別区域における違反広告物の表示・掲出及び除却措置

違反広告物（簡易除却可能な対象物件）及び除却件数				
（表示及び掲出件数）	現在（H15）	運用開始(H16)	次年度（H17）	目標年度(H18)
現行法で適用可能	5,500	5,000	3,000	2,000
当該特例で適用可能	1,100	1,200	500	200
計	<b>6,600</b>	<b>6,200</b>	<b>3,500</b>	<b>2,200</b>
（除却件数）	現在（H15）	運用開始(H16)	次年度（H17）	目標年度(H18)
現行法の適用	5,500	5,000	3,000	2,000
当該特例の適用	0	1,200	500	200
計	<b>5,500</b>	<b>6,200</b>	<b>3,500</b>	<b>2,200</b>

## 8 特定事業の名称

屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 倉敷市まちなみ形成推進事業

(倉敷市まちなみ形成推進事業補助金交付要綱) 平成4年3月27日倉敷市告示第120号

市街地環境の整備改善において、良好なまちなみ形成を促進し、公共の福祉に寄与するため、良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に対しに補助金を交付する事業

(2) 新電線類地中化計画 (第4期平成11～15年度)

次期予定計画「無電柱化推進計画」(第5期平成16～20年度)

平成11年3月31日電線類地中化推進検討会議(新地中化計画の基本方針の合意)

平成12年10月3日中国地区電線類地中化協議会・幹事会(中国地区事業着手箇所の合意)

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等の観点から道路管理者、電線管理者及び地方公共団体等が推進する事業

(3) 観光事業支援活動等

・主要観光イベント

ハートランド倉敷(5月上旬) ・倉敷天領夏祭り大会(7月下旬) ・水島港まつり(8月上旬) ・せんい児島瀬戸大橋まつり(10月下旬) ・おいでんせえ倉敷へ(10月初旬～3月下旬) ・くらしきスターライトアベニュー(2月下旬～3月下旬) 他

・観光客誘致PR活動

県外に観光宣伝隊を派遣したり海外で観光展をするなど、国内外のエージェントや一般観光客に倉敷を強くアピールすることによる積極的な誘致活動など

・観光事業支援活動

宿泊施設設置奨励金・全国大会等開催補助金

・コンベンション支援事業

(特定多数のコンベンション客誘致は、地域経済への波及効果として効率がよく積極的に支援)

全国大会等開催補助金の支出・職員の応援体制など

・国際観光の推進

(「岡山県国際観光テーマ地区誘客促進協議会」の一員として、外国人受入れ体制の整備などの実施)

外国人観光客の誘致・受入れ態勢の整備など

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

番 号 1 2 0 9

名 称 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

倉敷市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の効力が発生する日

### 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

倉敷市

(2) 事業が行われる区域

倉敷市の区域の一部

「別紙による」

(3) 事業により実現される行為

簡易除却制度の拡大を行なう構造改革特別区域法第 18 条の規定による構造改革特別区域において、倉敷市屋外広告物条例に違反した屋外広告物「はり札その他これに類する屋外広告物・広告の用に供する旗・立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件」などの簡易除却を行なう。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本市は数多くの歴史的遺産や、落ち着いたたたずまいの町並みを今に残す「美観都市」として優れたイメージを抱かれ、毎年若い女性層など多くの観光客が訪れている。

しかし昭和 63 年の瀬戸大橋開通時の 9,679 千人をピークに減少の一途をたどっている。

その本市にとって美しいまちの景観を守り、魅力ある都市空間づくりを進めて行くことは、

観光振興をはじめ、地域の活性化にとって特に重要な課題である。

近年、多くの人の集まる主要な JR 駅や、観光地の周辺・各種大学など公共施設の周辺・住居専用地域に至る沿道添いの幹線道路には、必ずと言っていい程、ガードレール等の防護柵・道路標識や電柱類・植樹帯・街路樹などの、禁止地域や禁止物件に、条例に違反した「広告旗」などが、通行の視野を妨げたり危険な状態で放置され、市民や観光客の通行の障害や、まち並み景観の阻害となっている。

本市は平成 14 年 4 月中核市移行に伴い、屋外広告物法に基づいて倉敷市屋外広告物条例を制定しその運用を開始した。

当該年度の簡易除却措置は、業者委託費用 **2,799** 千円・除却回数 **43** 回及び専従職員 **2** 名の直営作業 **93** 回と併せ、除却総数 **21,429** 件の撤去を行い、また、警察署及び協助手と合同で住民に直接被害の多い、違法な消費者金融や風俗関係などの違反広告物を主に、簡易除却作業を行い継続している。

市民からの苦情や撤去の依頼要請も **37** 件と、地域を取巻く環境や景観に対する市民意識も高くなってきている。

これらを踏まえ、本年度は委託費用 **3,427** 千円・委託回数 **48** 回と増し、関係機関（国道管理者）と協力体制を整え取組んでいる。

しかし、現行法の簡易除却措置の対象範囲や要件では、近年の広告媒体の多様化などに十分な対応が困難となっており、当該特例の積極的活用による迅速な是正措置は、現行法で撤去出来なかった「違反広告旗」などの宣伝・投資効果を抑止し、違反広告物掲出者の意識改革や、市民の美観風致に対するさらなる意識の向上に繋がる。

本件特区計画に定める簡易除却制度の拡大を行なう区域は、本市都市計画区域面積 **29,588 ha** のうち、屋外広告物法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる地域及び場所 **2,923 ha** と、その他美観風致を維持する必要が特に高い地域 **1,596 ha** を指定し、当該特別区域の総面積を **4,519 ha** である。

これら地域の、豊かな自然と歴史的景観が一体となった良好な都市景観を維持することで、関連事業と相まって「美しい倉敷」のイメージアップを図りながら、環境保全や観光振興に資する。